基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第二十三号）、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）その他の法令（別表第二において総称して「大学設置基準等」という。）に適合していること。

㈡～㈩　［略］

第二　文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

四　既設校等について

㈠～㈥　［略］

㈦　大学（専門職大学を除く。以下第二の四の㈦において同じ。）若しくは大学の学部を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、新たに専門職大学を設置する場合であって、当該専門職大学の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大学の学部の入学定員の百分の百十以下であるとき又は短期大学（専門職短期大学を除く。以下第二の四の㈦において同じ。）若しくは短期大学の学科を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、新たに大学、専門職大学若しくは専門職短期大学を設置する場合であって、当該大学、専門職大学若しくは専門職短期大学の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期大学の学科の入学定員の百分の百十以下であるときは、以下のとおり取り扱うこと。

ア～ウ　［略］

別表第一　標準設置経費額（第一の一の㈨、第二の一の㈢、第三の一及び第四の一関係）

一　大学

㈠　収容定員が四〇〇人（医学関係及び歯学関係にあっては四八〇人）の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学部の種類	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
施設の整備に要する経費		五六六	一、一五五	七六六	一四、一四八（一一、二九五）	四、〇二三（二、一〇八）
設備の整備に要する経費		三六	七二六	一四三	六、九二八（五、一五九）	一、八二九（六六九）
合計		六〇二	一、八八一	九〇九	二一、〇七六（一六、四五四）	五、八五二（二、七七七）

基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）その他の法令（別表第二において総称して「大学設置基準等」という。）に適合していること。

㈡～㈩　［同上］

第二　文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

四　既設校等について

㈠～㈥　［同上］

㈦　短期大学又は短期大学の学科（以下第二の四の㈦において「短期大学等」という。）を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、新たに大学等を設置する場合であって、当該大学等の入学定員が当該廃止に係る短期大学等の入学定員の百分の百十以下であるときは、以下のとおり取り扱うこと。

ア～ウ　［同上］

別表第一　標準設置経費額（第一の一の㈨、第二の一の㈢、第三の一及び第四の一関係）

一　大学

㈠　収容定員が四〇〇人（医学関係及び歯学関係にあっては四八〇人）の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学部の種類	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
施設の整備に要する経費		五五二	一、一二六	七四六	一三、七八九（一一、〇〇九）	三、九二一（二、〇五四）
設備の整備に要する経費		三六	七二七	一四三	六、九三四（五、一六四）	一、八三一（六七〇）
合計		五八八	一、八五三	八八九	二〇、七二三（一六、一七三）	五、七五二（二、七二四）